

鳥取県公報

規則

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きる日が休日に当たる翌日)

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号)の一部を次のように改める。

第三条第一号中「当該紹介の日」を「雇用することが決定した日」に改める。

第六条中「一万円」を「一万一千円」に改める。

様式第一号中「落介年月日」を「雇用決定年月日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日以後に交付決定をする雇用奨励金について適用する。

保安林予定森林の一部を変更する旨の通知
公共測量を実施する旨の通知
昭和四十年九月鳥取県告示第四百二十九号の一部改正
道路の位置の指定

定例教育委員会の招集

◇教委告示 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する
規則

◇公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正

鳥取県繭鑑定規則の一部を改正する規則

鳥取県繭鑑定規則（昭和二十八年七月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「鳥取県蘭検定所長（以下「所長」という。）が行う」を「知事が行なう」に改め、同条第二項中「所長」を「知事」に、「基きを」「基づき」に改める。

○第三条中「但し」を「ただし」に、「所長」を「知事」に、「一・一五キログラム」を「一・五キログラム」に、「〇・九〇〇キログラム」を

第五条中「所長」を「知事」に改める。

第三条中「但し」を「ただし」に、「所長」を「知事」に、「一一・一五〇キログラム」を「一一・五キログラム」と、「〇・九〇〇キログラム」を「一・〇キログラム」に改める。
第五条中「所長」を「知事」に改める。

職 氏 名 殿

續鑑定申請書請

申請者 住所

下記のとおり鑑定を受けたいので、供用繩を添えて申請します。

四

備考　※印の欄は、希望するものに○印をつけること。

第六条中「所長」を「知事」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の二条を加える。

鳥取県公報

療養取扱機関名

所 在 地

申出の都道府県名

申出の受理年月日

川本内科医院

倉吉市上井町二丁目二

四月一日

田中医院

米子市彦名町二八七三

(東京、島根は申出済)

昭和四十四年三月六日

後藤内科医院

米子市両三柳五区四五一八ノ三

"

後藤内科医院

"両三柳五区四五一八ノ三

全 国

四月一日

川本内科医院

倉吉市上井町二丁目二

全 国

四月一日

石見診療所

日野郡日南町上石見二丁目二

全 国

四月一日

前田小児科医院

鳥取市大工町頭一二

全 国

四月一日

森脇外科医院

境港市馬場崎町二三九

全 国

四月一日

鳥取県立整肢学園

米子市上福原一七五一の一

全 国

四月一日

鳥取県告示第二百七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名

所 在 地

申出の受理の年月日

林原外科医院

東伯郡赤崎町赤崎

一〇九二

昭和四十四年三月二十六日

鳥取県告示第二百七十六号

昭和四十一年十二月鳥取県告示第六百七十号(胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収等の事務の委託について)は、廃止する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第二百七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収及び収納の事務を、鳥取県対ガン協会会長阿武保郎に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に

より、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年四月三十日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年四月十六日	後藤内科医院	米子市西三柳四五一八ノ三	後藤久雄

鳥取県告示第二百七十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第一号の規定による牛の家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年四月三十日

- 一 開催場所 東伯郡赤崎町松谷六〇六 鳥取県畜産講習所
- 二 開催期間 昭和四十四年五月二十一日から五月三十日まで
- 三 受講手続 鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条の受講願書（二部）に同規程同条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、所轄の家畜保健衛生所へ昭和四十四年五月十日までに提出すること。
- 四 その他
 - 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
 - 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第二百七十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により腐蝕^そ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対する検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- | | |
|----------|--------------|
| 一 実施の目的 | ひな白痢予防のため |
| 二 実施する区域 | 別表のとおり |
| 三 実施の対象 | となる家畜の種類及び範囲 |
| 四 実施の期日 | 別表のとおり |
| 五 検査の方法 | ひな白痢急速凝集反応 |

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月 八日	米子市	各鶏舎
" 十四日	"	"
" 二十日	"	"
" 二十四日	大山町	"
" 二十六日	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により腐蝕^そ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規

定に基づき、みつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 腐蝨病予防のため

二 実施する区域 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
みつばち

四 実施の期日 昭和四十四年五月一日から昭和四十四年五月三十一日
まで

五 検査の方法 肉眼的検査及び細菌学的検査

六の七四」に改める。

鳥取県告示第三百八十号

昭和四十三年十一月鳥取県告示第七百五十八号をもつて告示した保安林
予定森林について、その一部を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により次のとおり告示
する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 通信地図修正測量

二 作業期間 昭和四十四年五月六日から昭和四十四年五月二十六日まで

三 作業地域 鳥取市丸山町、湯所一丁目、湯所二丁目、材木町、東町一
丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、

西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、栗谷町、玄好町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、尚徳町、掛出町、江崎町、馬場町、上町、中町、大根町、立川町一丁目、立川二丁目、立川三丁目、立川四丁目、立川五丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、庖丁入町、大工町頭、御弓町、上魚町、元大工町、鍛治町、寺町、桶屋町、職人町、

十六の(一)中「字新田山四八六の第四、四八六の四九から四八六の五四ま
で、四八六の五六から四八六の六六まで、四八六の六八、四八六の六九、

四八六の七四」を「字新田山四八六の四九、四八六の五一・四八六の五二
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、四八六の六八、四八
及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を」に改める。

鳥取県告示第二百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する
同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測
量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同
法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

若桜町、戎町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元魚町四丁目、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、蔡町、元町、新町、大工町、栄町、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、瓦町、南町、今町一丁目、今町二丁目、寿町、築師町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、東品治町、賀露町、湖山町、行徳、田島、卯垣、岩倉、富安、吉方、布勢、足山、里仁、岩吉、南隈、晚稻、安長、徳吉、徳尾、古海、菖蒲、服部、野寺、秋里、江津、浜坂、円護寺、小西谷、百谷、大杵、東今在家、桜谷、正蓮寺、雲山、新、滝山、古市、吉成、大覺寺、的場、叶、数津、富長、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、岩美郡国府町大字奥谷、福部村大字久志羅、大字左近

鳥取県告示第二百八十二号

昭和四十年九月鳥取県告示第四百三十九号（鳥取県土木工事共通仕様書について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年五月一日から施行する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第五十条第四号中「六十五パーセント」を「七十パーセント」に改める。
第一百八十五条第八項中「十秒」を「五秒」に、「（五十秒以上）」を「（四十秒から五十秒まで）」に改める。

第一百八十六条第四項中「百度」を「百十度」に改める。

第百八十八条第一項中「九十度」を「百十度」に、「百十五度」を「百四十度」に改める。

鳥取県告示第二百八十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年四月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年四月三十日

申請人の住所 及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取市湯所町 一丁目五六三	鳥取市湯所町二丁目五四一一番地の一 延長 三三・七〇メートル
吉村一夫	五四一一番地の二〇の一部
五四一一番地先農道	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

一 日 時 昭和四十四年五月六日 午前十時三十分

一一

三
議題

2

公安局委員會規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 澤住辰蔵

鳥取県公安委員会規則第六号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

瓦町	駅前	若桜橋	"	吉成	"	鳥取市緑町警察官	湯所	茶町
"	鳥取駅構内	"	丸山町	吉成	"	卯垣	"	湯所町
瓦町	"	戎町	"	"	"	"	"	"
瓦町、今町一部(通称千代町)、南町、西品治の一部(通称千代町)、行徳品	東品治町、富安町、栄町	三職新元町、人町、四丁目、元魚町、桶屋町、戎町、寺町町一、二、三丁目、四丁目、二	丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、(通称松並町)、江津、秋里	的場、宮長、大覺寺、数津、叶、古市(通称古市)、新道を除く。	百谷、滝山、小西谷、岩倉(通称稻葉ヶ丘を除く。)、卯垣、立川町五丁目の一部(通称旭町)	生町一、二丁目、片原五丁目、田島(田島一区及び通称島松並町を除く。)	鹿野町、材木町、玄好町、湯所町一、二丁目、片原五丁目、田島(田島二区及び通称島松並町を除く。)	三軒屋町、下魚町、四丁目尻、魚寿町、茶町、新品治町、新田島町(新田島町二区)の一部、西部(田島一区及び通称島松並町を除く。)、(通称千代町を除く。)

を

別表の鳥取県米子警察署の項中	"	古海	"	吉成	"	鳥取市緑町警察官	湯所	茶町
"	"	古海	"	吉成	"	卯垣	"	湯所町
高路中安長、古海、在中安長、古海、在商榮町	高路中安長、古海、在中安長、古海、在有富、篠坂	丸山町	"	吉成	"	立川町五丁目の一部(通称旭町)	材木町、玄好町、湯所町一、二丁目、片原五丁目、田島(田島一部(通称千代町を除く。))	本町五丁目、元魚町四丁目、茶寿町、川端五丁目、新品治町、田島町(田島二区)の一部(通称松並町及び通称千代町を除く。)、(通称西品治(通称千代町を除く。))

に

を

に

駅前警察官派出所						
博労町	角盤町	後藤	錦公園	尾高町	加茂町	
"	"	"	"	"	"	米子市弥生町米子駅構内
博労町二丁目	角盤町二丁目	立町四丁目	西町	尾高町	加茂町一丁目	明治町、万能町、弥生町、末広町、新大工町、久美町のうち
称和町三糺 住町一丁四一、二丁 之江陽田目、勝 町田勝富士見町、 一部車尾東山富士 川以西部町富士見 (通昭二、	角盤町一、二、三 丁目、朝日町 二丁目、(通称三本 柳)、(米川以南)	寺町、立町三、 一部(通称三本 松)、(上後藤、 米)	旗ヶ崎、内町、天 神町二丁目、花園 町、	東倉吉町、西倉吉 町、天神町一丁目、 立町一、	法勝寺町、紺屋町、 中町、久米町、加茂 町一、二丁目、	日野町、塩町、(新 道加茂川以東)、 長砂町一、二、三、四 町、茶町、

を

駅前警察官派出所						
西福原	浜橋	博労町	角盤町	錦公園	加茂町	
"	"	"	"	"	"	米子市弥生町米子駅構内
西福原	西福原 西三柳(浜橋)	博労町二丁目	角盤町二丁目	西町	加茂町一丁目	明治町、万能町、 新大工町、久美町のうち
米川以北	松河崎、安倍、 西三柳、(通称三本 柳)を除く。	博労町二丁目、 東住之原江勝田町、 一部車尾四丁目、 (前地)	寺町一、二、三 丁目、(通称三本 松)、(上後藤、 米川以部)	旗ヶ崎、内町、天 神町二丁目、花園 町、	法勝寺町一、二、三 丁目、(通称三本 松)、(上後藤、 米川以部)	日野町、塩町、(新 道加茂川以東)、 長砂町一、二、三、四 町、茶町、

を

に

改める。

" 日南町上石見 "	" 福塚 "	" 大崎 "	" 大崎 "	" 浜橋 "
日南町大字上石見	大字福塚	大崎、葭津	大崎	" 西福原 "
日南町のうち 神戸上、花口、中石見、下石見、 豊栄、花口、中石見、三吉、 福塚、神福、豊栄	大字福塚、神福、豊栄			" 西福原 "

に を に を に

附 則

この規則は昭和四十四年五月一日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十四年五月一日から施行する。

昭和四十四年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第一の五を次のように改める。

五 八頭郡

路 線 名 区 間 (メートル) 対 象 時 間

1 县道谷郡家線	郡家町大字郡家二二九 番八先から同大字三二一 番一先までの間	二五〇	大型自動車	終 日
2 場線 智頭停車	智頭町大字智頭一、六 四二番先から同大字地四 内備前橋北詰までの間	四二〇	"	"
3 町道源平線	智頭町大字智頭一、七 〇八番一先から同大字七 九四番先までの間	一六〇	"	"

別表第二中六を七とし、五を六とし、四の次に五として次のように加え

る。

(第三種郵便物認可) 昭和44年4月30日 水曜日

線路名区間	延長(メートル)	禁止の方向	対象	時間
県道智頭停車場線	六六番先から同大字地内備前橋北詰まで	智頭町大字智頭一、六六番先から同大字地内備前橋北詰まで	智頭町役場	智頭町大字智頭一、六六番先から同大字地内備前橋北詰まで
平町道線	六六番先から同大字まで	智頭町大字智頭一、六六番先から同大字まで	前橋方向	前橋方向
3 宮町道線	六四〇番一先から同大字一、六二八番一先までの間	智頭町大字智頭一、六四〇番一先から同大字一、六二八番一先までの間	紅葉橋方向	紅葉橋方向
3 宮町道線	六四〇番一先から同大字一、六二八番一先までの間	志谷橋方向	志谷橋方向	志谷橋方向
56 " 八八番先十字路	六三〇 "	"	"	"
別表第十一の六中4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のように加える。				
別表第五の二の56を次のように改める。				
3 県道線及び町道智頭駅頭	六一、八一六番一先までの間	智頭町大字智頭地内	方向から久志谷橋方向	方向から久志谷橋方向
3 県道線及び町道智頭駅頭	六一、八一六番一先までの間	智頭町大字智頭地内	"	"

別表第五の二の56を次のように改める。
56 ハハ番先十字路 四 信号機
別表第十一の六中4を5とし、3を4と
に加える。

3	別表第十一の六中4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のよう に加える。
前線及び町道智頭駅頭	県道津山加茂智頭駅頭
前線及び町道智頭駅頭	智頭町大字智頭地内
一、八一六番一先ま	錦橋北詰から同大字
での間	"
	六三〇
	"
	"

56
八八番先十字路 四 信号機設置
別表第十一の六中4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のよう
に加える。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 烏取市東町一丁目 烏
取 塚

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】